

厚狭地区運営協議会会則

第1章 総則

(名称及び所在)

第1条 この会は、厚狭地区運営協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の所在及び事務局を厚狭地域交流センターに置く。

(目的)

第2条 本会は、山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、厚狭地区内における心豊かで住みよい地域づくり及び地域課題の解決に向けた取組を主体的に行う組織とし、人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象区域)

第3条 本会の活動の対象とする区域は、厚狭地区全域とする。

(活動)

第4条 本会は、目標を達成するために次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地区住民の和とふれあいに関する活動
- (2) 地区の防犯、防災及び交通安全に関する活動
- (3) 地区の高齢者支援、健康づくり、子ども・子育て支援に関する活動
- (4) 地区の環境美化に関する活動
- (5) 地区の人権啓発及び多様な主体の参画に関する活動
- (6) 地区住民等に提供及び共有するための広報に関する活動
- (7) 地域づくり計画に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区の課題解決及び活性化に関する活動

(構成団体等)

第5条 本会は、別表に掲げる団体、及び有識者等をもって構成する。

2 別表第16号の有識者等は第21条の運営会議で選考し、任命するものとする。

(組織)

第6条 本会は、前条に掲げる各団体から選出された者及び有識者等（以下「会員」という。）をもって組織する。

第2章 役員等

(役員等)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 部会長 各1名
- (5) 副部会長 各1名
- (6) 参与 若干名

(7) 事務局長 1名

(8) 会計 1名

2 前項第1号から第6号の役員は、総会での議決を経て選出するものとし、前項第7号及び第8号の役員は、厚狭地域交流センター職員とする。

3 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

1 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、次の職務を行う。

(1) 会計処理の監査

(2) 業務運営の執行状況の監査

(3) 前2号に伴い不正の事実を発見した場合の総会への報告

(4) 前号の報告をするため必要であると認めた場合の臨時総会の招集請求

4 部会長は、担当する部会を総括し、事業の企画・運営を行う。また、部会の事業を運営会議に報告するとともに、各種施策を建議する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 参与は、地区内の有識者から選出し、運営会議等で意見進言を行う。

7 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

8 会計は、本会の経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(総会議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 地域づくり計画に関する事項

- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 役員を選任及び解任に関する事項
- (6) 会則に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項
(総会の開催)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上から請求があったとき。
- (3) 第8条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 通常総会の開催が困難な状況が発生した場合は、書面議決をもって承認することができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 書面議決をもって総会に代える場合は、会員の2分の1以上の回答を必要とする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 書面議決をもって総会の議決に代える場合は、回答数の過半数をもって決する。

(総会の議決委任等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、会長、議長及び他の会員を代理人とし、委任状により全面委任することができる。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面議決者及び議決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第4章 運営会議

(運営会議の構成)

第20条 運営会議は、第7条の規定による役員をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(運営会議の審議事項)

第21条 運営会議は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 地域づくり全般に関する事項
- (3) 本会の運営及び活動に関する事項
- (4) 厚狭地域交流センターの運営に関する事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 本会則施行についての細則に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営会議の開催)

第22条 運営会議は、会長が招集する。

2 運営会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{3}{10}$ 以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに運営会議を招集しなければならない。

4 運営会議の開催が困難な状況が発生した場合は、書面議決をもって承認することができる。

(運営会議の議長)

第23条 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

(運営会議の定足数)

第24条 運営会議は、役員 $\frac{2}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

(運営会議の議決)

第25条 運営会議の議事は、出席した役員 $\frac{5}{10}$ をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議の議決委任等)

第26条 止むを得ない理由のため運営会議に出席できない役員は、他の役員を代理人として議決を委任することができる。

2 前項の場合における第25条の規定適用については、その役員は出席したものとみなす。

第5章 部会

(部会の設置)

第27条 本会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

- (1) 自治部会 各自治会運営の支援に関する活動
防犯・防災及び交通安全に関する活動
環境美化に関する活動
人権啓発及び多様な主体の参画に関する活動
- (2) 福祉部会 高齢者支援、健康づくり等の福祉に関する活動
- (3) 交流部会 地域交流及び多世代交流に関する活動
スポーツ振興、歴史・文化の伝承に関する活動
学校・園との連携に関する活動

2 各部会は、部会長が推薦し、運営会議で承認された会員をもって構成する。

3 広報に関する活動は、事務局が担当する。

第6章 地域づくり計画・事業計画・予算・会計

(地域づくり計画)

第28条 地区の総合的な将来計画となる地域づくり計画は、会長が運営会議の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 地域づくり計画は、地区住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

3 地域づくり計画は、執行状況や地区を取り巻く社会情勢等の変化に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が運営会議の審議を経て、地域づくり計画に基づき、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び決算は、会長が運営会議の審議を経て、その案を作成し、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

(経費)

第31条 本会は、補助金、助成金、寄附金及び賛助金等をもって運営する。

2 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、積み立て金を設置することができる。

3 前項の積み立て金の運用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営会議が別に定める。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第33条 本会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営会議が別に定める。

(文書等の保存)

第35条 会長は、本会が運営上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。

2 次に掲げる文書等の保存期間は5年とする。ただし、他の文書等については、当該文書等を作成又は取得した年度の翌年度末をもって廃棄する。

(1) 総会、運営会議の議事録

(2) 予算、決算及び出納に関する文書等で、特に重要なもの。

(3) 市の補助金に関する文書等で重要なもの。

(4) 前3号までに掲げるもののほか、5年保存の必要があると認められるもの。

3 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

(情報公開)

第36条 会長は、本会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

2 文書等の閲覧を請求する者があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 傍聴希望者は、会議を傍聴することができる。

(個人情報の保護)

第37条 会長は、本会の活動を通して得た個人情報の保護に努めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 厚狭地区運営協議会構成団体等

(1)	厚狭地区自治会長連絡会
(2)	民生児童委員協議会厚狭地区部会
(3)	厚狭地区福祉員の会
(4)	厚狭地区防災士会
(5)	厚狭地区内 小・中学校
(6)	厚狭地区内 幼稚園・保育園
(7)	厚狭小学校P T A・中学校P T A
(8)	厚狭地区子ども会育成連絡協議会
(9)	厚狭地域老人クラブ連合会
(10)	厚狭婦人会
(11)	厚狭地区体育振興協議会
(12)	厚狭地区青少年育成協議会
(13)	食生活改善推進協議会厚狭支部
(14)	厚狭地区交通指導員の会
(15)	厚狭地域交流センター利用者協議会
(16)	その他本会の目的に賛同する有識者等